

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

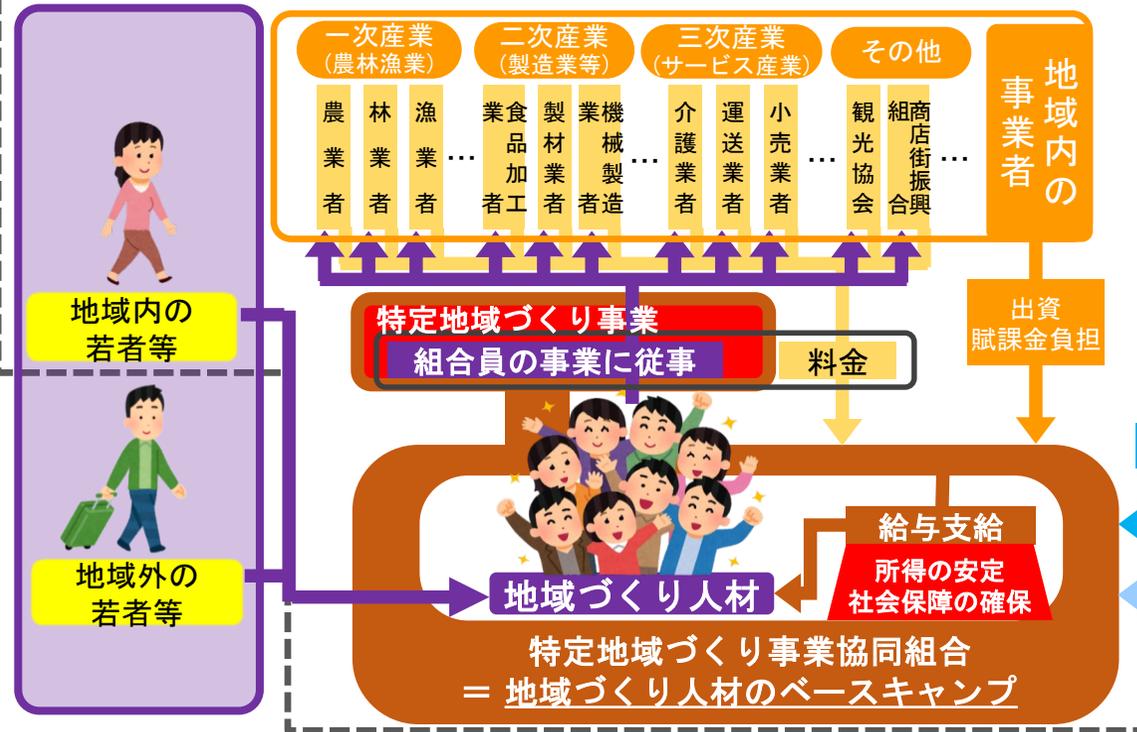
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律<令和2年6月4日施行>

人口急減地域



都道府県

市町村

- 組合運営費の1/2を市町村が助成
- 市町村助成の1/2に国交付金
 ※市町村負担分のうち、1/2に特別交付税措置
- 国交付金の対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人
 事務局運営費 600万円/年
- 令和2年度国予算 5億円
 <1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2,400万円/年

1/2
 利用料金収入1,200万円

1/2
 市町村助成1,200万円
 うち、国交付金600万円
 市町村負担分600万円
 うち、特別交付税措置
 300万円

認定

財政支援